

答申第 769 号

情 公 第 2703 号

令和 5 年 2 月 15 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理 事 長 吉 川 伸 治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 9 月 28 日付けで諮問された特定医師の出勤簿一部非公開の件（諮問第 865 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である地方独立行政法人神奈川県立病院機構が、特定医師の出勤簿を一部非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年5月7日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対して、特定医師に係る平成26年5月1日から平成28年12月31日までの間、出勤したことを示す出勤簿について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年5月22日付けで、特定医師の出勤簿を対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定の上、平成26年5月1日から平成27年12月31日までの出勤簿については、文書保存期間が満了しており、文書が存在しないことから、条例第10条第3項を理由に非公開とし、その余の文書のうち休暇を示す部分については、条例第5条第1号ただし書ウに定める「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」に該当しないことから、条例第5条第1号本文により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年5月28日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

- (1) 労働基準法第109条によると、出勤簿の保存期間は、出勤簿を最後に記入した日から3年間となっている。また、労働基準法第115条では退職金請求権の時効が5年間と定められている。
- (2) 特定医師は退職していることから、退職金請求権の対応に必要な勤務期間の出勤簿については、5年間保管することが必要となる。
- (3) したがって、実施機関の「文書不存在（保存期間3年経過のため）」との回答は、実施機関の勤務簿管理が労働基準法違反であることになる。
- (4) 実施機関には、労働基準法に則った対応を請求する。

4 実施機関（地方独立行政法人神奈川県立病院機構がんセンター）の説明

(1) 文書不存在により非公開とした部分について

ア 出勤簿について、地方独立行政法人神奈川県立病院機構文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）第43条第2項の別表において、「3年保存とするもの」として定められている。請求時点において、本件対象文書のうち平成28年までの出勤簿については、文書管理規程の定める保存期間内であるが、平成27年以前の出勤簿については、保存期間が満了している。

イ 出勤簿は、様式上、暦年で管理していることから、各年度の1月から3月までの内容については、翌年度の出勤簿と一体となって管理している。

ウ よって、平成26年5月1日から平成27年12月31日までの出勤簿については、文書管理規程が定める保存期間経過により、文書不存在として回答した。

エ 審査請求人は、労働基準法第115条を根拠に、当該文書については5年間の保存義務があると主張しているが、令和2年4月1日改正前の同法第109条では、「使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。」と定められていた。本件対象文書は、同法改正前の文書であるため、令和2年4月1日改正前の3年間の保存義務が適用される。

オ よって、本件対象文書の保存期間が3年間であることをもって、ただちに労働基準法に違反しているということにはならない。

(2) 条例第5条第1号により非公開とした部分について

実施機関では、就業規則第50条第1項にその休暇の種類を定めている。休暇を取得したという事実は、職員個人に関する情報であり、休暇の取得は職務に当たらないことから、出勤簿において休暇を示す部分は条例第5条第1号ただし書ウ「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」に該当しないため、非公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 出勤簿について

当審査会が確認したところ、本件対象文書である出勤簿は、各職員につき暦年ごとに一葉の様式となっており、年次休暇日数欄、職名欄、氏名・職員番号欄、整理保管者印欄、1月から12月までの日付の記載された出勤認印欄及び集計欄が設けられていることが認められる。なお、集計欄は、出張、年次休暇、遅刻、早退、療養休暇、その他の有給休暇、介護休暇、職務専念義務免除、欠勤及び部分休業の区分ごとに、月別及び累計の日数等の記載欄が設けられている。

(2) 本件対象文書のうち文書不存在により非公開となった部分について

審査請求人は、退職者の出勤簿について、労働基準法第115条で定める退職金請求権が時効となるまでの5年間は保管する必要があると主張しているところ、実施機関は、文書管理規程第43条第2項別表により出勤簿の保存期間は3年と定められており、本件請求時点において、平成27年度以前の出勤簿は保存期間が満了していることから、文書不存在であると説明している。

出勤簿は、文書管理規程第43条第2項別表により「3年保存とするもの」と定められている。また、前記(1)のとおり、出勤簿は暦年ごとの様式となっていることから、本件対象文書のうち平成26年5月1日から平成27年12月31日までの部分については、平成26年度及び平成27年度行政文書として管理されており、実施機関が行政文書公開請求書を収受した令和2年5月8日時点では、すでに保存期間が満了している。

以上のことから、本件対象文書のうち平成26年5月1日から平成27年12月31日までの部分について、文書保存期間が満了していることを理由に文書が不存在であるとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、退職者の出勤簿について、労働基準法第115条で定める退職金請求権が時効となるまでの5年間は保管する必要があると主張しているが、出勤簿の保管期間については、令和2年4月1日改正前の同法第109条において、その期間を3年間と定めていた以上、実施機関の説明

は不合理ではない。

したがって、実施機関が、本件対象文書のうち平成26年5月1日から平成27年12月31日までの部分について、文書不存在を理由に非公開としたことは妥当である。

(3) 条例第5条第1号本文により非公開とした情報

実施機関は、本件対象文書のうち休暇を示す部分について、条例第5条第1号本文に定める個人に関する情報に該当し、同号ただし書ウに定める「公務員等…の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」には該当しない旨、説明している。

当審査会が本件対象文書を確認したところ、実施機関が非公開としたのは、特定医師の出勤簿のうち出勤認印欄に記載された休暇の表示部分であることが認められる。

当該情報は、特定医師の休暇の取得に係る情報であることから、条例第5条第1号に定める個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報である。また、当該情報の性質上、同号ただし書ウの「公務員等…の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」に該当しないことが認められる。また、同号ただし書ア、イ及びエにも該当しないことが明らかである。

したがって、実施機関が本件対象文書のうち休暇を示す部分について、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

6 付言

実施機関は、本件処分において、前記5(3)のとおり、特定医師の出勤簿のうち出勤認印欄に記載された休暇の表示部分のみを非公開としている。

しかし、当審査会が本件対象文書を確認したところ、特定医師の出勤簿のうち集計欄には、特定医師が取得した休暇の種別等に係る情報が記載されていることが認められる。これは、実施機関が前記5(3)により非公開とした情報と同質の情報であり、本来は非公開とすべき情報であった。

今後、実施機関においては、公開請求の対象となる行政文書の内容を十

分精査し、諾否決定すべきであることを付言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 9 月 30 日 (収受)	○ 諮問
令和 4 年 11 月 17 日 (第 228 回部会)	○ 審議
令和 4 年 12 月 15 日 (第 229 回部会)	○ 審議
令和 5 年 1 月 17 日 (第 230 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横浜国立大学教授	部 会 員
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和5年2月15日現在）（五十音順）